

事業所母集団データベース研究会
平成25年度報告書

平成26年 3月

総務省統計局 統計調査部 経済基本構造統計課

目次

はじめに	1
第1 これまでの検討状況	2
第2 今年度の検討経過	3
第3 今年度の検討事項	
1 今年度の検討課題	3
2 企業組織構造の把握に関する取組の方向性	
(1) 対象企業について	4
(2) 把握すべき事項について	4
(3) 確認の頻度、方法等について	7
(4) 業務の内容及び体制について	7
3 平成25年次フレーム等に関する取組の方向性	
(1) 基本的な考え方	10
(2) 整備方針	10
第4 ビジネスレジスターの国際動向	
1 イギリスのビジネスレジスター	12
2 フランスのビジネスレジスター	
(1) 行政共用ビジネスレジスターSIRENE	13
(2) 統計用ビジネスレジスターSIRUS	13
3 アメリカのビジネスレジスター	14
第5 今後の検討課題	
1 平成24年度の研究会で示され、今年度検討を行い、今後引き続き検討を行う事項	
(1) 企業組織構造の把握	15
(2) 年次フレーム	15
2 次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する検討事項	15
3 その他、引き続き検討を行う事項	16

参考資料

- 参考1 事業所母集団データベースの整備方針（平成23年3月25日総務大臣決定）
- 参考2 事業所母集団データベース運用管理規程（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）
- 参考3 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）～抜粋～
- 参考4 イギリスにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考5 フランスにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考6 アメリカにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考7 カナダにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考8 EuroStat勧告マニュアル2010
(Business registers Recommendations manual, 2010) ～抜粋～

はじめに

統計法の改正により、事業所母集団データベースの整備が法律上新たに規定され、また第Ⅰ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においても、事業所母集団データベースの整備における各種統計調査結果や行政記録情報の活用等が盛り込まれた。これらの経緯を踏まえ、事業所母集団データベースの整備に向けた検討が行われ、「事業所母集団データベースの整備方針」（平成23年3月25日総務大臣決定）が決定されるとともに、「事業所母集団データベース運用管理規程」（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）が策定された。そして総務省では平成25年1月から、事業所母集団データベースの運用を開始し、平成25年6月から、経済センサスの結果及び行政記録情報により作成した最新の母集団情報である年次フレームの提供を開始したところである。

統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告の審議結果においては、事業所母集団データベースの整備について、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価されたところであるが、今後は、更なる取組の充実発展を図るべきとされており、また、先般決定された第Ⅱ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）においても、事業所母集団データベースに関しては、年次フレームの作成及び提供の取組を引き続き強化・継続するとともに、今後の母集団情報の整備について、新たな行政記録情報の活用や、企業及び事業所に対する照会業務の拡充等に重点を置いた取組を推進することとされている。

今年度の事業所母集団データベース研究会では、このような状況を踏まえ、イギリス、フランス、アメリカ等におけるビジネスレジスターの最新の取組事例などを参考にしつつ、企業組織構造の把握の対象企業及び必要な整備方法について検討するとともに、各種統計調査の結果等を有効活用して作成することとされている平成25年次フレームについても、事業所・企業の値の更新方法などを検討した。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものである。

第1 これまでの検討状況

○ 平成21年度

諸外国のビジネスレジスターの整備・活用状況を把握するため、アメリカ及び欧州の主要国に対する実地調査や、OECD加盟国等に対する郵送調査を行った。その結果、多くの国々で、経済センサス等の調査結果のほか、行政記録を主な情報源とするビジネスレジスターが構築されていること、事業所・企業の情報に加えて企業グループの情報も記録されており、それらを更新するため、事業所・企業の異動、新設、廃業等の確認作業（プロファイリング）が広く行われていること、ビジネスレジスター統計が作成されていることなどが判明した。

○ 平成22年度

前年度における諸外国のビジネスレジスターの整備状況の調査結果を踏まえ、我が国におけるビジネスレジスターの在り方について検討を行った。また、ビジネスレジスターに記録する統計調査結果や行政記録情報についても検討を行い、主要な統計調査結果、労働保険情報、商業・法人登記簿情報、EDINET情報等の活用の必要性について整理した。さらに、研究会における検討結果及び統計委員会からの意見等を踏まえ、「事業所母集団データベースの整備方針」が決定された（平成23年3月25日総務大臣決定）。

○ 平成23年度

前年度に決定された「事業所母集団データベースの整備方針」に基づき、平成25年1月の運用開始に向けてシステムの開発を進めるとともに、運用管理規程の案について、各府省と合意した。また、平成24年度から予定している労働保険情報に基づく照会業務の本格的な実施に先立ち、試験的な照会を実施するとともに、各種統計調査結果及び行政記録情報の活用に係る検討を行った。

○ 平成24年度

労働保険情報、商業・法人登記簿情報に基づく記録方法を検討するとともに、労働保険情報に基づく「事業所・企業照会」業務、及びEDINET情報の記録を開始した。また、事業所母集団データベースの運用試験を実施し、その結果を踏まえシステムを構築するとともに、「事業所母集団データベース運用管理規程」を決定し（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）、平成25年1月からシステムの運用を開始した。さらに、事業所母集団データベースから提供する母集団情報である年次フレームの作成方法について検討するとともに、年次フレームを活用したビジネスレジスター統計についても検討を行った。

第2 今年度の検討経過

1 第1回研究会（平成25年11月8日開催）

- (1) 事業所母集団データベース研究会について
- (2) 事業所母集団データベースの整備に関する検討について
- (3) 平成25年次フレーム等に関する検討について
- (4) その他

2 第2回研究会（平成26年2月26日開催）

- (1) 事業所母集団データベースの整備に関する検討について
- (2) 平成25年次フレーム等に関する検討について
- (3) 本年度の検討状況（研究会報告書骨子（案））について
- (4) その他

第3 今年度の検討事項

1 今年度の検討課題

平成25年度においては、平成24年度事業所母集団データベース研究会における検討結果や、統計委員会における平成24年度統計法施行状況に関する審議等において、以下の課題について検討を進めることとされている。

- 企業組織構造の変化を正確に把握することは、母集団情報の精度を維持するために不可欠であり、企業内の事業再構築や一部機能の分社化、さらには合併・分割を行った企業等に対する組織構造の変化を経常的に確認する方法が必要である。このため、確認対象企業及び必要な整備方法について検討する必要がある。
- 当面記録する統計調査結果を有効活用して、平成25年次以降の年次フレームを作成することとしているが、当該統計調査結果で、母集団全体のどの程度の事業所・企業の値を更新することが可能なのか、調査間でデータの整合性があるかなどについて、検証する必要がある。

以上を踏まえ、諸外国における取組事例も参考にしつつ、企業組織構造の把握¹、平成25年次フレームの作成方法等について、今後の取組の方向性等に関する検討を行った。

¹ イギリスでは、複雑な構造を持つ企業等の状況の確認を行うビジネス・プロファイリングチームという組織がある。このことから、今回検討を行った、大規模・複雑な企業の組織構造の把握については、「ビジネス・プロファイリング」と呼ぶこともできるかもしれない。

2 企業組織構造の把握に関する取組の方向性

(1) 対象企業について

① 基本的な考え方

- ・一定規模以上の企業や複雑な構造を持つ企業を対象とする。
- ・対象となる企業の範囲等については、可能な限り広く設定することが望ましいが、業務の体制等の観点からの実行可能性も踏まえ、検討する必要がある。

② 対象企業の設定

○ 各種指標についての数値（閾値）の設定

- ・支所数が一定数値（閾値）以上の企業については、支所数が変化する可能性が高くなる傾向にあること、及び母集団において事業所数、従業者数、売上高等がある程度の割合を占めていることから、対象とする。
- ・支所数は閾値未満だが、従業者数、資本金、総売上高等が所定の値を超える企業についても、各種統計調査における利用上影響が大きいことから、対象とする。

○ 複雑な構造を持つ企業

- ・大規模な企業グループに属しているもの
- ・E D I N E Tに掲載されている企業のうち主要なもの
- ・合併・分割など、組織改編を頻繁に行うことが想定されるもの（過去の経緯や業界の状況等から想定されるもの。）
- ・産業転換の可能性があるもの（複数の産業にまたがる事業を行っているもの等。）
- ・支所等の開廃が頻繁に行われていると想定されるもの（広域的にチェーン展開している飲食サービス店、コンビニエンスストア等。）
- ・その他、企業構造や事業形態などに特徴があるもの

以上の点から、指標に基づき定量的な基準で対象範囲を設定することに加え、企業の個別の複雑な状況について、各種データや公開情報（インターネット上の情報、新聞記事、経済誌等）などから確認した上で、対象を決定することが必要である。

(2) 把握すべき事項について

① 基本的な考え方

企業の組織構造（本所・支所の関係、企業の親子関係等）や基本的な情報（名称、所在地、産業、従業者数、売上高等）などの変化を正確に把握する必要があること、及び複雑な構造を持つ企業の合併・分割やグループ企業を含む再編の状況を的確に把握する必要があることを踏まえ、把握すべき事項を設定する。

② 把握すべき事項等

○ 企業の変更等に関する事項

- ・ 合併・分割後の名称・所在地、従業者数、事業内容、資本金、総売上高、各種コード（会社法人等番号、労働保険番号、EDINETコード等）
- ・ 新設（分割等）、廃業（吸収等）した企業の名称・所在地
- ・ 企業の連絡先に関する情報
- ・ 企業の親子関係、企業グループ内の再編の状況

○ 傘下事業所の変更等に関する事項

- ・ 事業所の新設、廃業、変更に関する情報
- ・ 新設及び変更後の事業所の名称・所在地、従業者数、事業内容、総売上高

○ テンプレート（定型様式）の検討（図1、2）

把握すべき事項は、テンプレート（標準化された定型様式）を用いて整理する。テンプレートの様式については、諸外国の事例等を参考に、我が国の事業所母集団データベースの更新に必要な情報を踏まえ、検討する。

図1 イギリスのプロファイリングで用いるテンプレートの例

テンプレートの例 - 報告単位
- 英国統計局の統計調査が情報源

Operating unit reference	Survey specific	Operating unit trading name	Legal Status	Inquiry stop	Description of main activity	Sic 2007	Total emp	No of local units	Turnover (£'000)	Turn-over source	Enterprise number	Enter-prise PAYE jobs (last PAYE update)	General Contact
経営単位番号		経営単位名称			調査停止	主要活動内容	従業員数	事業所数	売上高	売上高情報源	企業番号	源泉徴収記録の人数	コンタクト一般
4990000001	999	J SPORTS PLC INC. ALL VAT GROUP MEMBERS ACTIVITY IN NORTHERN IRELAND ONLY	1	5	Retail sale of sports goods.	47640	490	19	20033	206	9990000001	0	G BENNETT
4990000002	999	J SPORTS PLC INC. ALL VAT GROUP MEMBERS ACTIVITY IN ENGLAND, SCOTLAND & WALES	1	5	Retail sale of sports goods.	47640	6212	225	349564	202	9990000002	9028	G BENNETT
4990000003	999	GOLF LTD	1	5	A. activities of holding companies	64254	0	0	0	0	9990000003	0	The Secretary
4990000004	999	GOLF UK LTD	1	5	Other business activities	82960	1	0	112	800	9990000004	0	The Secretary

テンプレートの例 - 事業所のサンプル
- 情報源は英国統計局の統計調査

bu ref	Name	Trading style	Address 1	Address 2	Address 3	Address 4	Post-code	Emp	Business Description	Reporting unit	Sic 2007
10000001	J SPORTS PLC		2 NEW ST	LUTON			LU1 2TB	5	RETAILING SPORTS EQUIPMENT	4990000001	47640
10000002	J SPORTS PLC		1 HIGH STREET	SOUTH-END ON SEA			SS1 1JE	22	SPORTS GOODS RETAIL	4990000002	47640
10000003	J SPORTS PLC		2 MARK STREET	HALIFAX	WEST YORKS		HX1 1PB	19	SPORTS RETAIL	4990000003	47640
10000004	J SPORTS PLC		5 ARN CENTRE	LUTON			LU1 2TA	29	RETAILING SPORTS EQUIPMENT	4990000004	47640
10000005	J SPORTS PLC		4 HAMP VALLEY	SHOPPING CENTRE	GILL	KENT	ME7 3PT	13	SPORTS	4990000005	53199
10000006	J SPORTS PLC		UNIT 4	BRIGHT RETAIL PARK	WINC ROAD	READN G	RG22 4AN	45	SPORTS GOODS RETAIL	4990000006	47640
10000007	J SPORTS PLC		CASTLE CENTRE	BANBURY	OXON		OX16 5UH	9	RETAILING SPORTS EQUIPMENT	4990000007	47640
10000008	J SPORTS PLC		21 HERT STREET	COVENTRY			CV1 1LF	22	SPORTS RETAIL	4990000008	47640

(3) 確認の頻度、方法等について

① 基本的な考え方

対象企業の属性別に、定期的な確認を実施する企業とそれ以外の企業を区分して、確認の方法を検討する。

② 確認の頻度

- ・対象企業のうち、主要な企業の合併・分割の状況や支所の多い企業の支所の開廃については、定期的な確認が必要であることから、企業ごとに一定の時期を定めて確認を実施する。
- ・法令改正等の影響で企業の変化が大きい場合等に、一定の期間内に確認できなかったものについては、次の期間に確認することも検討する。

③ 確認の方法

定期的に確認した結果、また、合併・分割等の企業の変化に関する情報が得られた場合には、あらかじめ事前に可能な限り変化等の情報を収集した上で照会を行う。

④ 収集した情報の分析・審査等

確認及び照会によって収集した情報については、以下のとおり分析・審査等を行った上で、事業所母集団データベースへの記録等を行う。

i) 変化の全体像の把握及び整理

合併・分割による企業組織の変更状況、支所の変更状況を把握し、変化の全体像を整理する。

ii) 収集した情報の整合性の確認

各種統計調査の結果数値等との整合性や、日本標準産業分類における事業所の定義等との整合性を確認する。

iii) 産業分類の格付

新たに把握した事業所・企業の事業内容に基づき産業分類の格付を行う。

iv) 母集団情報との照合

母集団情報と照合し、事業所母集団データベースへの追加、変更、削除等を行うデータを特定する。

(4) 業務の内容及び体制について

① 基本的な考え方

諸外国の事例を参考にしつつ、報告者及び実施者の負担等も考慮し、効果的かつ効率的に企業組織構造の把握を実施する体制を整備する。

② 業務の内容

- 各種情報の収集

行政記録情報、各種統計調査結果、民間データ、その他の公開情報（インターネット上の情報、新聞記事、経済誌等）を用いて、事前に可能な限り、対象企業に関する情報を収集する。

○ 対象企業への照会

対象企業に対し、事前に収集した情報の確認及び事前に収集できなかった情報の収集を行う。照会は、電話、訪問、メール、郵送などを組み合わせ、対象企業との間で最適な方法で行う。

○ 収集した情報の分析及び審査等

収集した情報の事業所母集団データベースへの記録を的確に実施するために必要な分析、審査等を行う。

③ 業務に必要な専門的知識

企業組織構造の把握に当たっては、以下に掲げるような専門的な知識が必要になると考えられる。

- ・ 事業所・企業を対象とした各種統計調査に関する知識
- ・ 日本標準産業分類に関する知識
- ・ 行政記録情報に関する知識
- ・ 会社法等の法令に関する知識
- ・ 企業会計制度に関する知識

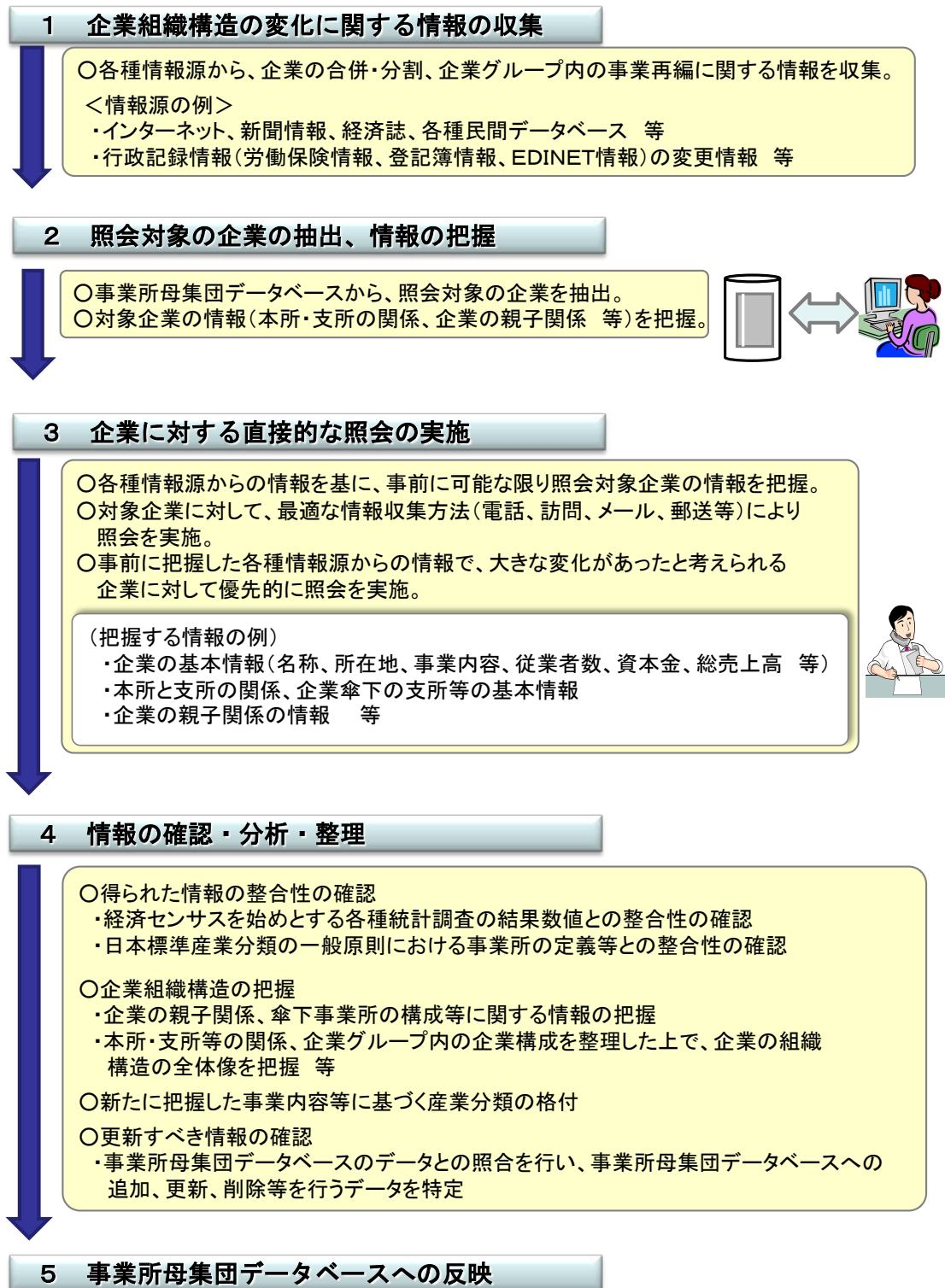
なお、EuroStatの「ビジネスレジスター勧告マニュアル2010」も、次のようにプロファイリングの実施に求められる職員の資質について言及している。

『プロファイリングを成功させるための第一の必要条件は、十分な予算と適切な職員が使用できることである。プロファイリングは、統計単位と国の行政情報に関する十分な知識が要求される複雑な業務であり、このため十分に上級レベルの経験ある職員が求められる。』

④ 業務の体制（図3）

- ・ 業務の体制及び規模については、対象企業数や処理量等を勘案する。
- ・ 業務分担は、企業別分担とし、職員の経験、知識、適性を考慮し効果的に配分する。（イギリスでは、特に複雑な企業を担当する「シニア・プロファイラー」と、それ以外を担当する「ジュニア・プロファイラー」を配置している。）
- ・ 専門的知識を有する職員を配置する。そのため、専門的知識を有する人材の育成を図るための研修体制を整備する必要がある。
- ・ 業務を効率的に実施するため、適時に情報更新が可能な、利便性と処理能力の高いシステムを導入する。

図3 企業組織構造の把握に係る業務のイメージ



3 平成25年次フレーム等に関する取組の方向性（図4）

(1) 基本的な考え方

平成26年経済センサス - 基礎調査の準備事務である「企業構造の事前把握」（複数事業所企業の調査事業所が対象）の実施日（平成25年9月1日）を基準日とし、経済センサスの調査票情報に加え、「企業構造の事前把握」の確認結果を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果を用いて整備する。

(2) 整備方針

① 事業所（レコード）について

平成24年経済センサス - 活動調査の調査票情報及び「企業構造の事前把握」の確認結果を基礎に、各種行政記録情報に基づく照会結果等に加え、主要な統計調査のうち「特定産業の悉皆調査」及び「大規模企業等を対象とした統計調査」であり、以下の全ての条件に該当する統計調査を用いて整備する。

- ・ 調査日が平成24年2月2日以降の統計調査
- ・ 平成25年次フレーム作成開始日までに調査結果名簿及び個票が登録される統計調査

② 年次情報について

同一の共通事業所コードを持つ事業所について、平成24年経済センサス - 活動調査の調査票情報と比較し、最新、かつ、最適な値により更新する。

○ 「最新」の基準

調査日が平成25年次フレーム基準時点（平成25年9月1日）に近い情報で更新する。

○ 「最適」の基準

経済センサスと年次フレームとの連続性を確保するため、平成24年経済センサス - 活動調査の調査票情報と産業分類、経営組織、本支の別などの基本的な項目が同一のデータに対して、計数項目を更新する。

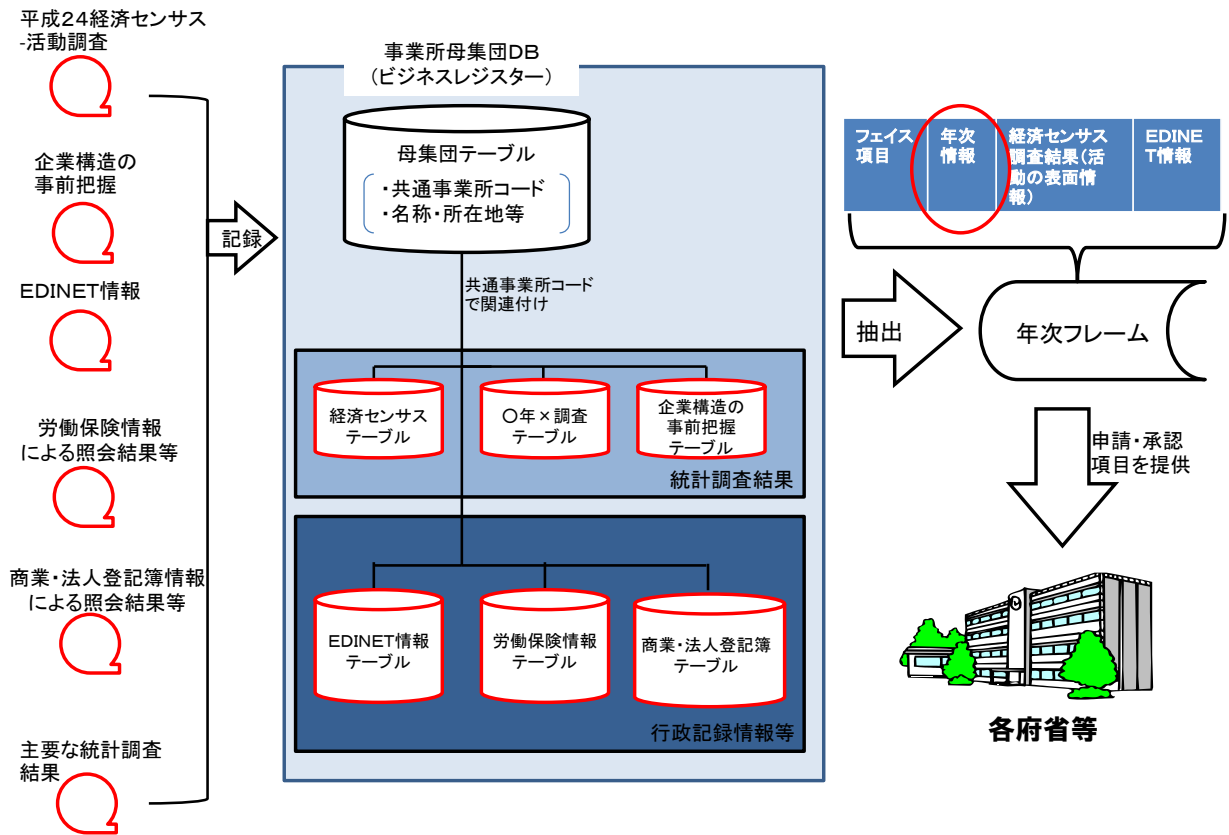
【更新する計数項目】

常用雇用者数、従業者数、事業従事者数、資本金、売上高、総費用

ただし、更新に当たっては、平成24年経済センサス - 活動調査の調査票情報との差が一定範囲内（※）に収まる場合にのみ更新。

※一定範囲内については、イギリスにおいては変化率が10%を超えた場合にプロファイリングすることから、原則としてこの範囲内に収まった場合とする。

図4 平成25年次フレームの概要



第4 ビジネスレジスターの国際動向

1 イギリスのビジネスレジスター

- ・ IDBR（イギリスにおける省庁間共用ビジネスレジスター）における重複と漏れのリスクを最小化するため、また、統計調査のために把握しなければならない企業構造が正確であることを保証するため、プロファイリングを行うことが必要である。
- ・ 欧州連合規則では、全ての複雑な企業は一定期間内に少なくとも一度はプロファイリングされるものと規定されている。複雑の定義については、ビジネスレジスター勧告マニュアル等には規定されていないため、各国で定義できる形になっている。
- ・ プロファイリングとは、企業への照会等により、どの法的・行政的単位が、どの企業、企業集団、企業集団の部分集合に含まれるのかを確認することである。
- ・ プロファイリングを実施する職員の業務分担は、対象企業集団の雇用者数により行い、特に複雑な企業については「シニア・プロファイラー」が担当し、それ以外については「ジュニア・プロファイラー」が担当している。
- ・ プロファイリングは、企業への訪問と机上での電話や電子メールにより実施している。
- ・ ビジネス・プロファイリングチームが対象とする企業についての規準が設けられている。プロファイリングの対象となる企業の確認は、毎日行われている。
- ・ ビジネス・プロファイリングチームが疑義を持った企業が最優先でプロファイリングされる。次に統計調査や産業分類格付部門からの疑義のあった企業、過去4年間にプロファイリングされなかった企業、行政記録から得られた従業者数と統計調査から得られた従業者数が10%以上乖離した企業が優先的にプロファイリングされる。
- ・ イギリスでは、ビジネスレジスターの整備に行政記録情報（付加価値税情報、源泉徴収情報及び会社登記情報）及び民間情報（ダンアンドブラッドストリート社）を活用し、複数の情報源を相互に確認した上で利用している。
- ・ プロファイリングには、標準化されたテンプレートが用いられる。テンプレートには行政記録、統計調査の回答（月次、四半期、年次調査）、事業所の売上高や従業者数などの記載情報がある。またテンプレートと併せて、プロファイリング報告書が用いられる。
- ・ プロファイリングをすると、月次調査の回収率が上昇する傾向がある。
- ・ プロファイリングの品質管理のために、各プロファイラーがプロファイリングしたもののから2%を抽出して、確認が行われる。

詳細については参考4を参照。

2 フランスのビジネスレジスター

(1) 行政共用ビジネスレジスターSIRENE

- ・1973年の政令により、法的単位及び事業所に関する行政共用ビジネスレジスター（SIRENE）の内容が定義された。
- ・SIRENEに登録がなされるとINSEE（国立統計経済研究所）において共通識別番号、主要な産業活動のコードを付与し、全ての行政機関、申告した企業に送っている。
- ・フランスのどの行政機関もSIRENEの識別番号を用いているので、統計部局が行政記録を用いることが容易となっている。
- ・ただし、SIRENEで定義される単位では、経済統計を作成するには限界があり、法的単位ではなく経済活動の単位としての「enterprise」の把握が必要となってくる。また、本人の同意なしに記録の削除ができない（裁判所からの通知により削除する。）。

(2) 統計用ビジネスレジスターSIRUS

- ・“enterprise”は部分的な企業集団で、経済的な概念である。“enterprise”を構築するために、プロファイリングという考え方が生まれた。
- ・大規模企業集団に対するプロファイリングは、企業集団内の“enterprise”を定義し、関連する情報を得るため、企業と直接コンタクトを取る形で行われ、企業内取引によるダブルカウントを避けるように行われている。中小規模の企業集団に対しては機械的に行う。
- ・“enterprise”という単位を構築した結果、単純に足すことが出来ない変数（生産、売上高等）に関する情報の精度向上、企業数の修正、部門別統計の修正がなされた。
- ・統計用レジスターであるSIRUSは、SIRENEから構築されており、両者は密接な関係がある。
- ・全ての把握単位（法的単位、事業所、企業集団、“enterprise”）がSIRUSの中に収録されている（主要な単位は“enterprise”である。）。
- ・標本調査のフレームはSIRENEであったが、現在はSIRUSに移行している。
- ・報告者負担を把握するため、調査履歴をカウントしているが、単に回数だけでなく、調査票の長さや記入困難さを加味したウェイトを付与し、それらを累積した報告者負担を把握している。

詳細については参考5を参照。

3 アメリカのビジネスレジスター

- ・ビジネスレジスターの記録単位には、統計的単位（事業所、企業など）と行政的単位（雇用主識別番号、社会保障番号）がある。統計的単位はセンサス局で作成され、行政的単位は内国歳入庁で作成される。
- ・記録する企業の組織構造として、(1) 雇用主企業（単独事業所企業（Single-Unit）、複数事業所企業（Multi-Unit））と、(2) 非雇用主企業がある。単独事業所企業雇用主について、企業、事業所、雇用主識別番号は基本的に1つであるが、複雑な複数事業所企業は、多数の事業所、多重の雇用主識別番号を持つ場合がある。
- ・複数事業所企業の更新の主要な情報源は、企業組織調査（Company Organization Survey: COS）である。企業組織調査は毎年実施される（経済センサス実施年は、当該センサスの中に組み込まれて実施される。）。
- ・企業組織調査は、企業の組織構造や営業状態の変化などを把握するために実施される。
- ・企業組織調査の主な調査対象は、約42,000社の複数事業所企業、複数事業所企業傘下の事業所約140万か所である。毎年12月に回収を行い、1月から8月まで処理作業を行う。本社には傘下事業所分の調査票を合わせて送るが、企業の実情に合わせて、送付・回収単位を事業部等に分ける場合がある。
- ・ビジネスレジスターの更新のための主な情報源は、上記の企業組織調査のほか、行政記録や、年次工業調査（Annual Survey of Manufacturing: ASM）、経済センサスなどの統計調査データである。
- ・ビジネスレジスターの更新に当たり、ビジネスレジスターアナリストと呼ばれる職員が、注意が必要なケースについて、情報収集・分析を行い、企業組織の全体像の把握を行っている。注意が必要なケースの例としては、売却されたと報告された事業所の後継企業の確定、新規に報告された事業所がビジネスレジスターに既に存在していないかを実証するための確認、間違って報告された給与支払額あるいは雇用者数の修正などがある。
- ・ビジネスレジスター維持・管理のために、統計調査からのフィードバックを毎年実施しており、産業分類（NAICS（North American Industry Classification Standard）コード）、給与支払額、雇用者数、出荷、販売、収益、収入等を更新する。

詳細については参考6を参照。

第5 今後の検討課題

今年度の研究会における検討事項、平成24年度の研究会において示された各種課題、及び次期基本計画の答申に掲げられている検討事項を総合的に検討し、引き続き、以下の取組を進める必要がある。

1 平成24年度の研究会で示され、今年度検討を行い、今後引き続き検討を行う事項

(1) 企業組織構造の把握

企業組織構造の把握について、以下の取組を進める必要がある。

- ・企業の適切な規模指標に基づく、プロファイリング対象の企業・事業所の範囲について、実行可能性も踏まえつつ、設定を行う。その際、対象となる企業の範囲については、可能な限り広く設定することが望ましい。
- ・試行的な企業組織構造の把握等により課題を洗い出した上での具体的な業務内容の設定及び実施に当たってのマニュアル等の整備を行う。
- ・企業組織構造の把握に必要な専門的な知識を持つ職員の育成も含めた実施体制の整備を検討する。
- ・事業所母集団データベースの整備の観点から、大規模・複雑な企業組織構造の把握のほかにプロファイリングを行うべき事項（現在実施している行政記録情報に基づく照会業務の拡充の可能性等）を検討する。
- ・アメリカの企業組織構造調査の取組等も参考にしつつ、企業グループ内の企業・事業所の把握や、企業の合併・分割等の際の事業所の異動状況の把握等の可能性について検討する。また、これらの把握を正確かつ効率的に行うために必要なテンプレートについて検討する。
- ・具体的な業務内容の設定を踏まえ、業務に導入するシステムについて、対象企業のうち優先順位の高いものから確認できるような機能など、業務を効率的に実施するために必要な機能を把握した上で、仕様を検討する。

(2) 年次フレーム

主要な統計調査による年次情報の値の更新に当たり、事業所母集団データベースの基盤となる経済センサスの値と比較して、産業分類などの基本的な項目で差異がある場合、及び従業者数などの計数項目で大幅な差異がある場合について、その要因を検証し、主要な統計調査の更なる利活用を進め、年次フレームの精度維持・向上に努める必要がある。

2 次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する検討事項

先般閣議決定された第Ⅱ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」における事業所母集団データベースの整備等に関する事項について、今後具体的な内容を検討し、取組を進めていく必要がある。

3 その他、引き続き検討を行う事項

平成24年度の事業所母集団データベース研究会等において示された以下の課題についても、今後引き続き、検討を行う必要がある。

- ・新たな行政記録情報の活用についての検討
- ・企業コンタクト情報の有効活用についての検討
- ・統計調査結果の有効活用についての検討
- ・事業所母集団データベースを用いた統計（ビジネスパターン・ビジネスデモグラフィ）の作成方法等の検討
- ・各府省における年次フレームの利活用の推進
- ・層化項目としての利用可能性等も含む地理情報（緯度・経度情報）の活用方法の検討

事業所母集団データベース研究会構成員名簿

座長 清水 雅彦 慶應義塾常任理事

構成員 廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

森 博美 法政大学経済学部教授

菅 幹雄 法政大学経済学部教授

統計局統計調査部長

統計局統計情報システム課長

統計局統計調査部調査企画課長

統計局統計調査部経済基本構造統計課長

政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官付調査官

独立行政法人統計センター統計情報・技術部共同利用システム課長